

○名古屋大学放射線安全委員会細則

(平成 18 年 2 月 27 日細則第 24 号)

改正 平成 19 年 3 月 28 日規程第 106 号 平成 20 年 3 月 31 日規程第 117 号
平成 24 年 3 月 29 日規程第 105 号 平成 27 年 9 月 30 日細則第 6 号
平成 30 年 3 月 22 日細則第 25 号 令和元年 6 月 24 日細則第 4 号
令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 75 号 令和 4 年 4 月 1 日名大細則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学原子力委員会規程（平成 16 年度規程第 17 号）第 8 条第 4 項の規定に基づく名古屋大学放射線安全委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項は、この細則の定めるところによる。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 原子力の研究，教育（放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 16 号）第 22 条に定める事項を含む。）及び利用に係る放射線障害の防止に関する事項
- 二 放射線に係る研究上の問題に関する事項
- 三 その他放射線に係る問題に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 大学院理学研究科，大学院医学系研究科（鶴舞地区），大学院工学研究科及び大学院生命農学研究科の教授又は准教授各 2 名
 - 二 大学院情報学研究科，大学院医学系研究科（大幸地区），大学院環境学研究科，大学院創薬科学研究科，環境医学研究所，宇宙地球環境研究所，医学部附属病院，アイソトープ総合センター及び総合保健体育科学センターの教授又は准教授各 1 名
 - 三 核燃料物質管理委員会委員長
 - 四 その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第 1 号及び第 2 号の委員は、原子力委員会の委員長が指名する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第 1 項第 4 号の委員の任期は、その都度委員長が定めるものとする。

3 委員に欠員を生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(調査及び点検)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、放射線使用施設等（核原料物質及び核燃料物質を使用する施設を除く。）の調査及び点検を行うことができる。

2 前項の調査及び点検を行う場合、委員会は、あらかじめ関係部局の長に通知するものとする。

3 委員会は、第1項の調査及び点検の結果に基づき評価を行い、意見を付して原子力委員会に報告し、その承認を得た上で、総長に報告しなければならない。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、研究戦略部研究安全管理課において処理する。

附 則

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際、施行日前から引き続き任命された、第3条第1項第1号及び第2号の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則(平成19年3月28日規程第106号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規程第117号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規程第105号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日細則第6号)

1 この細則は、平成27年10月1日から施行する

2 この細則の施行の際最初の任命に係る第3条第1項第2号に規定する宇宙地球環境研究所の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則(平成30年3月22日細則第25号)

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 24 日細則第 4 号)

この細則は、令和元年 6 月 24 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日名大規程第 75 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日名大細則第 1 号)

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。